

天保期幕府財政の新史料（一）

— 天保四年「大坂御金蔵金銀并灰吹銀納払御勘定帳」納の部 —

近世経済史料研究会

一、幕府財政史料について

江戸幕府財政史は、一九世紀以来の研究蓄積をもち、近年も大野瑞男・飯島千秋によって詳細な研究史整理がなされている^①。大野はその重要さを強調し、政治史・経済史はもとより貨幣史・物価史・鉱山史・貿易史、さらに幕府制度史・幕藩関係史・地域史にも関わると述べているが、一方で課題の第一として史料の発掘を挙げているように、史料的制約がきわめて大きい分野でもある。幕府勘定所の史料はほとんど新政府に継承されず、わずかな引継文書も罹災したため、原史料がほとんど知られず、大名家史料などから少しずつ発掘が進められてきている。特に幕府財政の全体にかかわる史料はごく少なく、大野瑞男が自身の収集活動の成果を含め、既知

の史料の全てを翻刻・紹介している^②。

今回紹介する史料は、従来知られていない新出史料である。幕府財政の中心機関の一つである大坂御金蔵^③の、一年間の收支を詳細に記したもので、当該分野において非常に貴重な素材であるといえる。

二、新史料の解説

① 収蔵・紹介の経緯

今回紹介する史料は、天保四（一八三三）年「大坂御金蔵金銀并灰吹銀納払御勘定帳」（一冊）である（以下、本史料という）。平成二一（二〇一〇）年六月に三井文庫が購入し、参考図書として配架・公開している（所蔵番号 D九二二一

五八⁽⁴⁾。残念ながら、原蔵者および伝来についてはまったく不明である。奥に旧蔵者かと思われる記名が追記されている(本誌口絵参照)。

内容の重要性にかんがみ、有志により翻刻を行うこととし、翌年より輪読と内容の検討を進めてきた。今号より数回に分けて、史料の全文を翻刻紹介する。

(2) 史料の性格

本史料は竖帳で、表紙・裏表紙ほか本紙一一九丁、うち墨付一一六丁で、奥書の老中以下諸役人の連印や、綴目の勝手掛老中水野忠邦の印など、多数の印が押されており(本誌口絵参照)、原史料であると思われる⁵⁾。

本史料の基本的な性格を、奥書(該当部分の翻刻は次号以降に掲載予定)の内容から確認しよう。奥書は二つあり、一つ目の奥書は天保五甲午(一八三四)年一二月付、宛所は御勘定所で、差出には表紙の記名と同じく、大坂町奉行二名・大坂金奉行二名・同仮役とみられる二名⁶⁾が連印し、天保三辰年(一八三二)の払残を元に立て、同四巳年中の納払の御勘定を仕上げ、また残金銀を当午年の元に立て、御勘定を仕上げ、また残金銀が記されている。続く第二の奥書は、戌(天保九年)八月付、宛所は一つ目の奥書の差出と同役の六名(年月がたっており顔ぶれは変わっている)で、差出として勘定組

頭四名、勘定吟味役五名、勘定奉行(公事方・勝手方とも)四名、最後に勝手掛若年寄および老中の連印があり、天保四巳年の「大坂御金蔵金銀納払証文」をもって御勘定を仕上げたのである。吟味を遂げ、後日の覚のため判形しこれを遺す、残り金銀は午年(天保五年)の元に立て、勘定あるべし、との旨が記されている。

以上から本史料の性格は明らかであり、天保四年分の大坂御金蔵のすべての収入・支出(および前後の大坂御金蔵の惣有高)を江戸の勘定所に報告するため作成・提出され、老中以下の監査と承認を経て、大坂御金蔵に返却されたものである。その後については未詳であるが、おそらく大坂御金蔵において保管されていたものと想像されよう。

本史料の作成経緯を考える参考として、大野瑞男により詳しく復元されている、代官所と勘定所の間でなされる決算手続きをみてみよう。地方勘定帳の場合、代官が提出した勘定帳下帳面を対象に、諸手形などと突合し精しく監査がなされた上で、改めて勘定帳本紙が作成・提出され、最終段階として「地方惣勘定」において、勘定帳本紙に勘定奉行・吟味役・組頭連名で代官宛ての奥書を記し、さらに老中・勝手掛若年寄が連印し、勝手掛老中が綴目印を調印して代官へ渡されたという。この手続きは、右にみた本史料の奥書などに一致しており、大坂御金蔵の収支についての最終的な決算手続きも、

代官所と同様であったことがうかがえる。従って厳密にいえば、第一の奥書の日付は下帳の作成時期を示し、本史料は江戸で監査を終えた第二の奥書の時期に、本帳として作成されたものと思われる。なお、本史料では対象年の翌年末の日付で提出され、また監査に三年半余を要しているが、これが常態であったかどうかは明らかでない。

こうした性格からみて、本史料の記述は、対象年の大坂御金蔵の収支に関しては網羅的であり、また少なくとも同時代に幕府勘定所が把握していた限りにおいて、正確で信頼できるものと期待できよう。

内容は、奥書にあるように、冒頭で天保四年元日の御金蔵惣有高を述べ、続いて収入と支出を列記し、最後に再び御金蔵惣有高を記してある。末尾に手形の額面が記されるが、これは上記の計算には含まれていない。惣有高の内訳は、大判金に加え、幕府正貨でない唐金・唐銀・灰吹銀が別に計算されるほか、定式御遣方有高・別口有高・御除有高・外有高に分けられている。一つ一つの収支項目については、大判・金・銀・銭・唐金・唐銀・灰吹銀を区別し、実際に出納された貨幣についても注記し（二朱判・小玉銀など）、大坂御金蔵とやり取りをした関係者（代官、遠国奉行、大名、御用商人・職人など）の名とその収支についての具体的な説明が記される。説明では、その収入・支出の淵源から経緯が述べられて

いる場合が多く、中には寛文期までさかのぼる記述もみられる。

本史料と比較して考えるべき既知の史料として、やはり大野瑞男により紹介された、大阪市史編纂室史料「元禄十六末宝永元申式ヶ年分大坂御金蔵金銀納方御勘定帳」がある。もと幸田成友（慶応大・東京商科大、大阪市史編纂主任）が収集したもので、「大坂御金奉行が大坂御金蔵への金銀納入の都度発行する納札の控や毎月作成する御金納帳、それに各項目ごとに作られたと思われる勘定目録などを集計して勘定仕上げをして記録したものと推測される」「勘定所の総会計収支決算簿である御払方御勘定帳（もしくは金銀納払御勘定帳）の基礎の数字になったことは間違いないだろう」（大野前掲著、二二九頁）という。原表題からも明らかのように、大坂御金蔵の収入について詳細に記した史料であり、支出については総計のみ記載されている（前掲『江戸幕府財政史料集成』上巻、三五五頁）。今回紹介する史料は、表題・体裁ともにこの史料と非常によく似ているが、原表題から明らかのように払の部についても詳細な記述があり（次号以降に掲載予定）、支出についても具体的な内容を知ることができる。また、収録年が二年分ではなく一年分であり、江戸における監査の完了と返却の旨を記した第二の奥書は、大野が紹介した史料にはない。元禄期には収支別で二年に一冊ずつ作成されていた

ものが、収支まとめて一年一冊へと変化したものか、あるいは常時この両者が作成されていたものかは明らかでないが、少なくとも納の部についての記載内容の性格はほぼ同一であるとみられ、両者の比較から幕府財政の変化を知ることができるであろう。

本史料に登場する地域は、畿内はもとより広く九州までの幕領・預所に及んでおり、また時期も前述のように天保期にとどまらず、一七世紀までさかのぼる情報を含んでいる。幕府の財政構造や経済政策、西国支配についてのみならず、近世社会・経済の状況全般に関しても、きわめて有用な史料であると考えられよう。

(村 和明)

- (1) 大野瑞男『江戸幕府財政史論』(吉川弘文館、一九九六)「序説一」、飯島千秋『江戸幕府財政の研究』(吉川弘文館、二〇〇四)「序章」。
- (2) 大野瑞男『江戸幕府財政史料集成』上下、吉川弘文館、二〇〇八。
- (3) 大坂御金蔵は、簡単にいえば幕領における銀建年貢諸国の物成銀の大部分、諸向納金銀の収納を行う機関で、近世中後期にも江戸の御金蔵と並ぶ重要な地位を占めたとされる(大野前掲著、二五五頁)、飯島前掲

著、四六四頁)。これらの理解は、主に元禄期の大坂御金蔵の収入に関する史料(後述)や、天保期の代官所・預所収支の書抜に依拠したものであり、今後、本史料に記される天保期の収入、および支出項目を包括的に検討することにより、新たな側面がみえてくる可能性もあろう。

- (4) 三井文庫では、一次史料や貴重な版本であっても、三井関係者の作成でないものなど、一部は参考図書として配架・公開している。そのうち明治三三(一九〇〇)年以前に作成されたものの大部分については、かつて本誌に目録を掲載した(三井文庫所蔵参考図書目録抄)(一)・(二)、『三井文庫論叢』二五・二六号、一九九一・一九九二)。

- (5) 三井文庫では参考図書の分類区分D九二二を幕府財政にあてているが、原史料とみられるものとして、他に「大坂御金蔵金銀拝借帳」(享和三亥年分、D九二二一四一。体裁は本史料に非常によく似る)、「竹垣大和守諸勘定目録」(慶応二・三年、D九二二一三九)、などがある。また孤本とみられる写本として、「金銀請払御勘定帳」(弘化二年、河州東山御役所、D九二二一五)などがある。前掲「三井文庫所蔵参考図書目録抄」(二)、二二三頁以下を参照されたい。

- (6) 大坂勤番中の番衆から二名が選ばれ、仮役をつとめる制であった（飯島前掲著、二五三頁）。就任者は『柳宮補任』などでは知ることができないが、三井文庫が所蔵する史料では、幕府勘定所の御為替御用を担った三井両替店の記録、特に大坂御金蔵とのやりとりを記す帳簿（『御納札控帳』など）に頻繁に登場する。
- (7) 大野瑞男「幕府勘定所勝手方記録の体系——幕府財政史料の類型論序説（その二）」（『史料館研究紀要』六、一九七三）・前掲『江戸幕府財政史論』二〇頁。三井文庫蔵の「御勘定所出役諸帳面寸法其外心得留」（D九二—二六）に依拠している。
- (8) 他に、代官所が御金蔵とやりとりした収支に関する監査もなされ、御金蔵御勘定帳が作成されたが（代官所作成の史料であり、本史料とは性格が異なる）、こちらの処理はやや簡略であったという。
- (9) 大坂御金蔵の内部には、城代・定番・両町奉行が鍵を持つ内仕切りがあり、その内側に除金が収納されていたという（飯島前掲著、四六五頁）。
- (10) 大野瑞男「元禄末期における幕府財政の一端——『大阪御金蔵金銀納方御勘定帳』の紹介を兼ねて」『史料館研究紀要』四、一九七一。後に解題は前掲『江戸幕府財政史論』に、史料翻刻は『江戸幕府財政史料集

成』上に収められた（一八頁）。

凡 例

- 一、字体は原則として通用の字体を用いた。
- 一、変体仮名は現行の仮名に改めたが、助詞の江、而は漢字のまま、小さくして用いた。おはよりに改めた。
- 一、読みやすくするため、適宜に句点・並列点を入れた。
- 一、丁の区切りは（ ）内に原本の丁数を入れて示した。
- 一、翻刻および校正にあたったメンバーは下記の通りである（五十音順）。原稿の作成は下向井・村が行った。本解題の執筆は、研究会での議論を踏まえて村が行った。

荒木裕行、大橋毅頭、酒井一輔、佐藤雄介、
下向井紀彦、高槻泰郎、村和明、若山太良

（以上）

(表紙)

(水野忠邦)	天保四巳年分 大坂御金藏金銀并灰吹銀納払御勘定帳
印	矢部 駿 河守 大久保 讚 岐守 石渡 彦 太夫 幸田 金 一郎 水上 右 近 山木 数 馬

(縦 310 mm × 横 232 mm)

(三井文庫参考図書D九二二一五八)

(一才)

天保四巳年分

大坂御金藏納払御勘定帳

金四万六千三百七拾貳兩壹分

内 貳朱判九千百六拾兩壹分

一 壹朱銀貳万三千三百九拾四兩貳分

巳正月朔日

御金藏惣有高

銀壹万千四百拾三貫貳百拾六匁

四分五毛九弗

内

(一ウ)

金四万五千三百拾壹兩壹分

内 貳朱判八千九拾九兩壹分

壹朱銀貳万三千三百九拾四兩貳分

銀千四百九拾八貫四百五拾七匁

金千四拾兩

但貳朱判

銀千貳百七拾五貫三百拾貳匁五分四厘三毛五弗

御除有高

金貳拾壹兩

但貳朱判

銀八千三百六拾九貫四百四拾六匁八分六厘貳毛四弗

外有高

(二才)

一 唐金貳貫三百八拾六匁六分

巳正月朔日

御金藏有高

一 唐銀四拾九貫七百七拾七匁八分

巳正月朔日

御金蔵有高

（三才）

金四千五百兩

巳正月朔日

一 灰吹銀貳百貳拾六貫目

御金蔵有高

一 内式朱判千五百兩

此銀貳百八拾五貫貳百九拾五匁

石原清左衛門

銀三拾貳貫七百七拾六匁

内小玉銀三貫貳百七拾七匁六分

（二才）

巳年納

定式御年貢金銀之類

金五百兩

式朱判千兩

一 銀六百八貫八百拾五匁

小堀主税

此銀九拾五貫百四拾五匁

但壹兩ニ付銀六拾三匁四

内小玉銀六拾貫八百八拾壹匁五分

是は御代官所山城・大和・河内・和泉・摂津・丹波・播磨国、去々辰年御物成銀

金千兩

此銀六拾三貫三百五拾目

但壹兩ニ付銀六拾三匁三

地方組

一 銀百四拾三貫貳百九拾三匁

同人

金千五百兩

式朱判五百兩

内小玉銀拾四貫三百貳拾九匁三分

是は御代官所山城・大和・河内・和泉・摂津・丹波・播磨国、去々辰年地方組小物成、酒造冥加銀、大坂御蔵詰

此銀百貳拾六貫八百目

但壹兩ニ付銀六拾三匁四分替

敷延代、木津郷御立敷冥加銀、御林雪折立枯木御払代、

是は御代官所大和・河内・摂津・和泉・播磨・近江国、去々辰年御物成銀

口米、口銀

(三ウ)

地方組

金貳千六百兩

一 内貳朱判千五百兩

此銀百六拾四貫八百五匁

銀三拾六貫四百六拾五匁

内小玉銀三貫六百四拾六匁五分

内

金五百兩

此銀三拾壹貫七百拾五匁

貳朱判千兩

此銀六拾三貫三百五拾目

但壹兩ニ付銀六拾三匁三

分五厘替

金六百兩

貳朱判五百兩

此銀六拾九貫七百四拾目

但壹兩ニ付銀六拾三匁四

分替

是は御代官所大和・河内・撰津・和泉・播磨・近江国、
去々辰年地方組小物成、高掛物、口米石代并近江国大津
宿諸運上・諸冥加銀

(四オ)

一銀四百拾六貫貳百九拾壹匁

内小玉銀四拾壹貫六百貳拾九匁壹分

是は御代官所撰津・河内・播磨国村々、去々辰年御物成

銀

地方組

一銀百七拾七貫八百九拾六匁

内小玉銀拾七貫七百八拾九匁六分

是は御代官所撰津・河内・播磨国村々、去々辰年地方組

小物成、高掛物、諸運上銀

一銀百貫六百九匁

内小玉銀拾貫六拾目九分

是は当分御預所撰津国村々、去々辰年御物成銀

内小玉銀拾貫六拾目九分

是は当分御預所撰津国村々、去々辰年御物成銀

(四ウ)

地方組

一銀拾八貫六百九拾七匁

内小玉銀壹貫八百六拾九匁七分

是は当分御預所撰津国村々、去々辰年地方組小物成、高

掛物、諸運上銀

辻富次郎

同人

同人

辻富次郎

一銀九拾貫貳百五拾目 多羅尾鞆負

内小玉銀九貫貳拾五匁

是は御代官所大和・近江国村々、去々辰年御物成銀

地方組

一銀貳拾七貫六百貳拾五匁

同人

内小玉銀貳貫七百六拾貳匁五分

是は御代官所大和・近江国村々、去々辰年地方組小物成銀

（五才）

一銀三拾三貫六百九拾貳匁

同人

内小玉銀三貫三百六拾九匁貳分

是は鞆負取扱大和国私領、小物成銀去々辰年分

一銀三百四拾七貫五百五拾四匁

和田主馬

内小玉銀三拾四貫七百五拾五匁四分

是は御代官所丹後・但馬国村々、去々辰年御物成銀

地方組

一銀八拾九貫七百四拾八匁

同人

内小玉銀八貫九百七拾四匁八分

是は御代官所丹後・但馬国村々、去々辰年地方組小物成、諸運上、口米銀

（五才）

一銀百六貫九百八拾四匁

和田主馬

内小玉銀拾貫六百九拾八匁四分

是は当分御預所丹後・美作国村々、去々辰年御物成銀

地方組

一銀貳拾七貫百九拾七匁

同人

内小玉銀貳貫七百七拾九匁七分

是は当分御預所丹後・美作国村々、去々辰年地方組小物成、諸運上、口米銀

一銀四拾三貫七百三拾三匁

古橋新左衛門

内小玉銀四貫三百七拾三匁三分

是は御代官所備中・美作国村々、去々辰年御物成本途銀

（六才）

地方組

一銀六拾三貫九百九拾七匁

同人

内小玉銀六貫三百九拾九匁七分

是は御代官所備中・美作国村々、去々辰年地方組小物成

銀

是は御代官所但馬・美作国村々、去々辰年地方組小物成

銀

一銀四拾五貫拾壹匁

同人

一銀百四貫四百六拾八匁

同人

内小玉銀四貫五百壹匁七分

内小玉銀拾貫四百四拾六匁八分

是は当分御預所備中・讃岐国村々、去々辰年御物成本途

是は当分御預所播磨・美作国村々、去々辰年御物成本途

銀

銀

地方組

地方組

一銀四拾壹貫壹匁

同人

一銀拾六貫五百八拾匁

同人

内小玉銀四貫百目壹分

内小玉銀壹貫六百五拾八匁

是は当分御預所備中・讃岐国村々、去々辰年地方組小物

是は当分御預所播磨・美作国村々、去々辰年地方組小物

成銀

成銀

(六ウ)

一銀四貫百四拾三匁

西村貞太郎

一銀七貫七百八拾四匁五分

角倉帶刀

内小玉銀四百拾四匁三分

内小玉銀七百七拾八匁五分

是は御代官所但馬・美作国村々、去々辰年御物成本途銀

是は支配所山城国賀茂川縁村々、去々辰年御物成銀

地方組

一銀七拾九貫百貳拾五匁

上林六郎

一銀七拾貳貫九拾貳匁

同人

内小玉銀七貫九百拾貳匁五分

内小玉銀七貫貳百九匁貳分

是は御代官所山城・河内国、去々辰年御物成本途銀

（七ウ）

一銀貳拾五貫百四拾六匁

上林六郎

内小玉銀貳貫五百拾四匁六分

是は御代官所山城・河内国、去々辰年諸運上、小物成銀

一銀三拾四貫四百七匁

木村惣左衛門

内小玉銀三貫四百四拾目七分

是は御代官所河内国村々、去々辰年御物成本途銀

地方組

同人

（八ウ）

地方組

一銀六貫六百八拾目

一銀三拾三貫貳百六拾目

塩谷大四郎

内小玉銀六百六拾八匁
是は御代官所河内国村々、去々辰年地方組小物成、高掛物、諸運上冥加銀、口米石代、口銀等上納

内小玉銀三貫三百貳拾六匁
是は当分御預所日向国、去々辰年地方組小物成銀

（八オ）

一銀五百五拾貳貫六百五拾目

塩谷大四郎

内小玉銀五拾五貫貳百六拾五匁

是は御代官所豊後・豊前・日向・筑前国、去々辰年御物

成銀

一銀九百拾七貫八百八拾六匁

同人

地方組

一銀百七拾六貫九百四拾五匁貳分

同人

内小玉銀拾七貫六百九拾四匁六分

是は御代官所豊後・豊前・日向・筑前国、去々辰年地方組小物成銀

一銀貳百貳拾七貫九百四拾目

同人

内小玉銀貳拾貳貫七百九拾四匁

是は当分御預所日向国、去々辰年御物成銀

一銀貳百拾貳匁七分六厘

根本善左衛門

内小玉銀貳拾壹匁三分

是は御代官所備後国三ヶ村、宝曆十一巳年御年貢取立残、寛政四子より丑迄五拾ヶ年賦之内去々辰年分

内小玉銀九拾貳貫七百八拾八匁六分

是は御代官所石見・備後国村々、去々辰年御物成銀

内小玉銀三拾貳貫貳百壹匁五分

是は御代官所肥前・肥後国村々、去々辰年御物成銀

(九才)

地方組

一銀百五拾壹貫八拾七匁

同人

内小玉銀拾五貫百八匁七分

是は御代官所石見・備後国村々、去々辰年地方組小物成、
諸運上、高掛銀

地方組

一銀七拾貳貫八百九拾四匁

同人

内小玉銀七貫貳百八拾九匁四分

是は御代官所肥前・肥後国村々、去々辰年地方組小物成、
高掛物、御弘木代、其外共上納

一銀貳百三拾四貫五百五拾五匁

同人

内小玉銀貳拾三貫四百五拾五匁五分

是は当分御預所石見・備後国村々、去々辰年御物成銀

一銀百三拾貳貫六百壹匁

同人

内小玉銀拾三貫貳百六拾目壹分

是は当分御預所肥後国村々、去々辰年御物成銀

(一〇才)

地方組

一銀三拾五貫百貳拾九匁

同人

内小玉銀三貫五百拾貳匁九分

是は当分御預所石見・備後国村々、去々辰年地方組小物
成、諸運上、高掛銀

一銀貳拾壹貫百六拾壹匁

同人

内小玉銀貳貫百拾六匁壹分

是は当分御預所肥後国村々、去々辰年地方組小物成、高
掛物、其外共上納

(九ウ)

一銀三百貳拾貳貫拾五匁

高木作右衛門

一銀三百三貫五百貳拾壹匁

永井飛驒守

内小玉銀三拾貫三百五拾貳匁壹分

是は御預所撰津・河内国、去々辰年御物成銀

地方組

一 銀三十貫七百五拾四匁

同人

内小玉銀三貫七拾五匁四分

是は御預所撰津・河内国、去々辰年地方組小物成銀

銀壹貫三百拾壹匁四分九厘

内小玉銀百三十拾壹匁貳分

是は御預所撰岐国、去々辰年地方組御物成、石代銀

(二一才)

地方組

金四百八拾兩

但貳朱判

一 此銀三十貫三百九拾壹匁六分

同人

銀六百九拾九匁九分三毛

内小玉銀七拾目壹分

内

貳朱判貳百兩

此銀拾貳貫六百六拾貳匁

但壹兩ニ付銀六拾三匁

三分壹厘替

地方組

一 銀拾七貫七百七拾六匁九分八厘六毛

同人

内小玉銀百目

是は御預所撰岐国、去々辰年地方組小物成、其外諸上納

銀

貳朱判貳百八拾兩

此銀拾七貫七百貳拾九匁六分

但壹兩ニ付銀六拾三匁

三分壹厘替

地方組

金千兩

但貳朱判

一 此銀六拾三貫三百貳拾目

但壹兩ニ付銀六拾三匁三分壹厘替

松平隠岐守

是は御預所伊予・讃岐国、地方組小物成并御藏前入用品々
諸石代銀、去々辰年分

一 銀三百四拾四貫貳百貳拾四匁七分九厘

脇坂中務大輔

内小玉銀三拾四貫四百貳拾貳匁五分

是は御預所播磨・美作・備中国、去々辰年御物成銀

納

(一一ウ)

地方組

一銀六拾三貫三百四拾六匁五分五厘貳毛

脇坂中務大輔

内小玉銀六貫三百三拾四匁八分

是は御預所播磨・美作・備中国、去々辰年分地方組山役、
鉄砲役、大工役、葺小物成、問屋運上、六尺給、御蔵前
入用、付洲年貢、酒造・小船・新開場冥加銀并糠藁代、
藍瓶役、温泉年貢、御林下刈役、林山役、御林木御弘代
銀、其外諸運上、諸冥加銀共

一銀四拾九貫九百四拾目

松平三河守

内小玉銀四貫九百九拾四匁

是は御預所備中国、去々辰年御物成銀

(一二才)

一銀六拾九貫七百六拾四匁

松平主殿頭

内小玉銀六貫九百七拾六匁四分

是は御預所豊後国、去々辰年御物成銀

地方組

一銀拾九貫貳百七拾六匁

同人

内小玉銀壹貫九百貳拾七匁六分

是は御預所豊後国、去々辰年地方組小物成、諸運上銀

一銀百貳拾九貫七百四匁壹分壹厘貳毛

立花万寿丸

内小玉銀拾貳貫九百七拾目五分

是は御預所筑後国、去々辰年御物成銀

一銀拾九貫百五拾三匁

岡部美濃守

内小玉銀壹貫九百拾五匁三分

是は御預所和泉国、去々辰年右同断

地方組

一銀三拾三貫六百目

同人

内小玉銀三貫三百六拾目

是は御預所備中国、去々辰年地方組小物成、諸運上、六
尺給米、石代銀、御蔵前入用、大坂御廻米納筵代銀等上

(二二ウ)

地方組

一 銀拾三貫四百九拾貳匁

岡部美濃守

地方組

内小玉銀壹貫三百四拾九匁貳分

一 銀五百三拾壹匁

小笠原佐渡守

是は御預所和泉国、去々辰年地方組小物成、高掛物、石

内小玉銀五拾三匁壹分

代銀

銀

是は御預所肥前国、去々辰年地方組小物成、其外諸上納

一 銀四拾九貫三百六拾目九分八厘壹毛

本庄伊勢守

内小玉銀四貫九百三拾六匁壹分

金八千五百八拾兩

是は御預所山城国伏見廻、去々辰年御物成銀

内式朱判四千四百八拾兩

地方組

銀六千九百拾六貫五拾六匁八分四厘六毛

一 銀貳貫九百貳拾九匁八分四厘

同人

（二三ウ）

内小玉銀貳百九拾三匁

定式石代金銀

是は御預所山城国伏見廻、去々辰年地方組小物成、諸運

上銀

一 銀拾五貫五百目

毛利伊勢守

（二三オ）

地方組

是は御預所豊後国、去々辰御年貢米之内不熟石代銀

一 銀貳貫八百拾七匁七分

毛利伊勢守

地方組

内小玉銀貳百八拾壹匁八分

金七千百貳拾兩

是は御預所豊後国、去々辰年地方組小物成并口米石代、

但式朱判

諸運上銀

一 此銀四百五拾貫九百五拾五匁六分

松平隠岐守

銀四貫四拾壹匁四分壹厘壹毛

内小玉銀四百四匁式分

内

(一四才)

式朱判千五百七拾兩

此銀九拾九貫五百八拾五匁式分

但壹兩ニ付銀六拾

三匁四分三厘替

式朱判五千五百五拾兩

此銀三百五拾壹貫三百七拾目五分

但壹兩ニ付銀六拾

三匁三分壹厘替

是は御預所伊予国別子・立川両銅山師、去ル卯年地方組
買請米代銀

金七千百式拾兩

但式朱判

銀拾九貫五百四拾壹匁四分壹厘壹毛

(一四ウ)

定式諸運上諸冥加金銀

金九拾三兩壹分

但式朱判

一 銀三匁五分式厘三毛

此永五拾五文六分三厘九毛

但壹兩ニ付銀六拾三匁三分

壹厘替

是は御預所伊予国別子・立川両銅山、去々辰年山運上金
百兩之内より、御手当銀六拾九貫目之内江引落相成候ニ
付、殘金上納

地方組

一 銀四百九匁七厘五毛

是は御預所伊予・讃岐国、去々辰年地方組諸運上、諸冥
加、諸上納銀

(一五才)

一金百七拾兩

久世伊勢守
矢部駿河守

是は大坂表金錢延売買会所、去ル卯正月より去巳十二月
迄中三ヶ年季請負被仰付、壹ヶ年冥加金百七拾兩宛、式
ヶ度ニ割合先納之積、去巳年分

一金九千九百五拾兩

久世伊勢守
戸塚備前守

但式朱判

矢部駿河守

人請地ニ相成候冥加金、去巳年分

是は淀川并大坂川々浚為冥加、市中より相納候壹ヶ年分、
金高九千九百五拾兩之積、去巳年分

一銀式拾壹貫九百五拾五匁三分式厘七毛

同人組与力

（一五ウ）

久世伊勢守

運上銀、去巳年分

一 金六百七拾壹兩壹分

戸塚備前守

銀七百拾三匁

矢部駿河守

一銀拾八貫六百八拾九匁八分四厘四毛

矢部駿河守
跡部山城守

是は大坂并兵庫・西宮辺・大坂近辺在方、藥種屋、合菓
屋、砂糖屋、鼈甲屋、薩州小間屋、其外唐物取扱候者共
冥加金銀、去々辰初年并去巳年分共

是は堺御役所江取立候所々冥加銀并口銀年々上納之積并
月割冥加銀共、去々辰・去巳年分

（一六ウ）

一 金六百六拾三兩三分

戸塚備前守

一銀拾三貫百六拾目式分五厘

加納遠江守

一 内式朱判百八拾兩

組与力

銀百六拾壹貫六百八拾七匁四分九厘四弗

矢部駿河守

是は伏見御役所江取立候石錢取立川浚之者、諸問屋株仲
ヶ間之者、願筋有之差出候品々冥加銀、去々辰年分

是は大坂両町奉行所江去巳年取立候品々冥加金銀并所々
運上銀

一銀九貫四百六拾目

角倉為次郎

是は山城国賀茂川・嵯峨川高瀬船運上銀、去々辰年分

一 金六百兩

同人組与力

但銀式百式拾枚分

角倉為次郎

但式朱判

一銀八貫六百目

角倉為次郎

是は大坂三郷町中割出除地御預之分、京都町人・大坂町

但銀式百枚分

木村惣左衛門

是は山城国淀川過書船運上銀、去巳年分

を以大坂御金蔵江相納候為替銀

(一七オ)

一 銀壹貫四百貳拾四匁八分九厘三毛

木村惣左衛門

是は山城国北山之内鹿ヶ谷・大原・梅ヶ畑御入木山黒木

運上銀、去々辰年分

金三分

一 銀貳拾三貫貳拾六匁壹分壹厘九毛

同組

是は京都町奉行所江文政十一子年取立置候諸冥加、諸運上、年貢地代金銀并陸荷口役、床役銀、八十日限を以右同断為替金銀

鳥田三郎右衛門

比留間兵三郎

西山繁兵衛

中島宇右衛門

(一八オ)

一 金百五拾八兩壹分

同組

一 銀七拾貳貫八百七拾七匁貳分七厘八毛

是は難波御蔵入堀両流垂江建家并煮売株十・茶屋株十・

髪結床三ツ・焚湯株壹ツ御免為冥加、御蔵納払人足之内、

壹ヶ年六百五拾人宛賃銀ニ而差出候ニ付、去巳年分

是は京都町奉行所江明和元申年より取立候諸会所・諸仲

ヶ間・諸株之内冥加銀并畑地年貢代銀、去ル卯年分八十

日限を以右同断

(一七ウ)

一 銀六拾貳貫貳百目

大坂惣年寄

是は大坂堀江上荷船五百艘之運上銀、去巳年分

金壹万貳千三百七兩壹分

内式朱判壹万八百貳拾三兩壹分

銀四百拾四貫三百三拾六匁四分四厘三毛四弗

一 銀拾九貫百四拾壹匁六分四厘四毛

三井三人組

是は京都町奉行所江明和八卯年より追々新規申付候所々

冥加銀并年貢米代銀、文政十一子年取立候分、八十日限

(一八ウ)

定式御払物代

一 銀拾七貫八百貳拾七匁

松平紀伊守

是は丹波国保津川筏貳拾分一運上材木代銀、去々辰八月より去巳四月迄之分

是は去々辰年 御所々御構内外般舟院御修復ニ付、古木其外品々御払代銀

一 銀拾五匁三分

松平出羽守

是は御預所隠岐国、去々辰年御林下草御払代銀

地方組 一 銀三拾貳匁壹分貳厘貳毛

同人

（一九才）

一 銀百六拾九匁五分

同人

是は御預所隠岐国、御船觀音丸之古御船橋・船艚共御払

銀六百四拾五匁

代銀

一 但銀拾五枚分

同人

一 銀五拾五匁八分四厘

同人

是は御預所隠岐国越智郡那久村ニ罷在候流人老人居小屋并家財欠所被仰付、居小屋ニ有之候博奕場錢御払代銀

（二〇才）

一 銀貳拾四匁七分貳厘

脇坂中務大輔

是は御預所美作国去々辰年分、無宿常右衛門所持之雜物

是は去々辰年頭御祝儀・暑寒為伺御機嫌、御由緒之宮方・堂上方・門跡方より上り候御馬代銀并品々御払代銀、且勸修寺宮江御下行米被遣候付、右宮より上り候御馬代銀并品々御払代銀共

御払代銀

一 銀三貫百貳拾八匁四分壹厘

同人

（一九ウ）

一 銀百七拾九匁八分五厘貳毛

小堀主税

是は河内国石川郡中野村百姓両人之者共田畑・家屋敷・家財欠所御払代銀

地方組

一銀七拾五匁六分三厘

石原清左衛門

是は御代官所撰津・和泉国、去々辰年地方組過料錢、欠所物御払代銀

一銀貳拾七匁九分八厘

同人

是は御代官所撰津国村々、去巳御年貢米之内大坂御蔵納
筵代銀

一銀拾匁五分

和田主馬

是は御代官所丹後国村々、去々辰右同断

(二〇ウ)

地方組

一銀四貫百拾四匁七分七厘

辻富次郎

是は御代官所撰津・河内・播磨国村々、去々辰年地方組御林立枯并欠所物・過料錢御払代銀

一銀九匁三分八厘

同人

是は当分御預所丹後・美作国村々、右同断

地方組

一銀七拾貳匁八分壹厘

同人

是は当分御預所撰津国村々、去々辰年地方組御林立枯御払代銀

払代銀

(二一ウ)

一銀拾六匁七分

古橋新左衛門

是は御代官所備中・美作国村々、去々辰年御物成米之内大坂御廻米納筵代銀

地方組

一銀貳百八拾貳匁七分八厘

大原吉左衛門

是は御代官所撰津・播磨国村々、去巳年地方組捨物其外御払代銀

一銀三匁五分五厘

同人

是は当分御預所讃岐国村々、右同断

(二二オ)

一銀八匁四分六厘

根本善左衛門

是は御代官所石見国村々、去々辰御年貢大坂御廻米納筈
代銀

一銀五分四厘

同人

是は当分御預所石見国村々、右同断

是は京都町奉行所江取立候去々辰年正月より十二月迄京
廻り御土居敷竹笹枝筆皮板柴等御払代銀并敷地年貢米代
銀、八十日限を以大坂御金蔵江相納候為替銀

(二二才)

山岡仁右衛門

一銀六百三拾五匁一分

森左十郎

鈴木栄助

金四拾兩

一銀四貫五百九拾壹匁五分四厘三毛八弗

同組

是は大坂御城内外諸向、川崎方御修復所并西大御番衆小
屋之内井戸、長興寺村御焰硝蔵五棟、其外所々御修復所
古物品々御払代銀

此錢三拾七貫七百四十五文 但壹貫文ニ付九匁四分替

是は京都町奉行所江文政十一子年取立置候於而御役所盜
賊掛合之者并不埒之者共江申付候過料錢并欠所家屋敷・
諸道具御払代、取上ケ金銀錢代銀、八十日限を以右同断
為替金銀

一銀拾六貫六百五匁五分七厘九毛

松平伊豆守家来
大久保出雲守
遠藤但馬守 組与力

(二三才)

一銀九百三拾五匁三分五厘

同組

是は大坂御城詰文政十三寅年古御味噌并去已年御味噌御
煮込大豆煮汁、明俵、古荷升御払代銀

是は二条御蔵詰米・大豆、去々辰年分敷筈代銀、八十日
限を以右同断為替銀

金四拾兩

銀六拾四貫九百七拾壹匁五分四厘五毛四弗

跡散糶御払代銀

(二三ウ)

定式御払米代銀

一銀三貫七百八拾七匁九分六厘

此 米大豆九拾石五斗九升五合

粉三百五拾四貫目

是は大坂御藏唐箕練式番箕先粉・散米・散大豆御払代銀

一銀三拾五貫九匁貳分貳厘

此糶千四百四拾九石

鳥田三郎右衛門
比留間兵三郎
野田市左衛門
須田平次郎
西山繁兵衛
中島宇右衛門

銀三拾八貫七百九拾七匁壹分八厘

(二四ウ)

定式品々納

此訳

拾六貫三百七拾四匁七分貳厘

此糶六百九拾壹石五斗

但散糶壹石ニ付貳拾三匁
六分八厘宛

拾八貫六百三拾四匁五分

此糶七百五拾七石五斗

但散糶壹石ニ付貳拾四匁
六分宛

一銀七拾五匁三分五厘

分上納
是は大坂御金方御役所小買物代銀之内、
去々辰年減銀之

石渡彦太夫
幸田金一郎
川崎六郎左衛門
石丸市左衛門

(二四才)

是は大坂御藏御困糶之内、去ル寅年江戸御廻糶相成候出

石渡彦太夫

一銀式百拾九匁四分

幸田金一郎

久保留三郎

駒井内記

是大坂御金蔵去巳年中払方掛出目録

一銀百六拾七匁分五厘

脇坂中務大輔

是は御預所美作・備中国、去々辰年分過料錢代銀

一銀式拾六匁四分式厘

松平隱岐守

是は御預所伊予国、去々辰年過料錢代銀

（二五才）

一銀四貫六百三拾式匁五分

戸塚備前守

組与力

矢部駿河守

是は大坂両町奉行所江去巳年取立候所々通船・漁船・土

積越船舟床銀

（二六才）

一銀壹貫式百六匁四分八厘

梶野土佐守

是は南都御役所、去々辰年納払殘銀、去巳年上納

一銀式貫式百壹匁

同人組与力

是は大坂両町奉行所江去巳年取立候所々年貢銀

地方組

一銀七貫拾五匁七分壹厘八毛

本庄伊勢守

是は御預所山城国伏見廻并葭嶋新田、去々辰年地方組高

一銀三拾七貫五百六拾七匁八厘八毛

同人組与力

是は大坂両町奉行所江去巳年取立候所々地子銀

一銀三匁四分五厘

加納遠江守

（二五ウ）

一銀式拾六貫七百式拾六匁式分五厘四毛

戸塚備前守

組与力

矢部駿河守

是は大坂両町奉行所江去巳年取立候所々地代銀

春相渡置候処、右遣払五貫九百九拾六匁五分五厘ニ而相
濟候ニ付、殘銀上納

（二六ウ）

一銀八貫九百九拾四匁八分壹厘八毛

矢部駿河守

是は去々辰年堺御役所江年々取立候堺浦船石錢銀其外品々、
都合銀高式拾貳貫三百九拾三匁三分七厘八毛有之候処、
同年堺御役所御入用相払候殘銀

一銀八百四拾八匁八分八厘七毛

跡部山城守

是は堺御役所江取立候所々地代銀、年々上納之積、去已
年分

一銀九貫五百貳拾六匁五分九厘五毛

同人

是は堺御役所江取立候所々地子銀、年々上納之積、去已
年分

(二七才)

一銀三拾貫目

矢嶋藤藏
辻富次郎

是は大貫次右衛門・池田仙九郎御代官所出羽国、大坂御
廻米御藏納之節、欠減相立、納不足買納代銀之内御取替
銀、去々辰十二月相渡候分、返納

一銀貳拾五貫七百八拾六匁九分四厘

矢嶋藤藏

是は御代官所撰津国西成郡瓦土取場、去々辰年分地代銀
之内、御年貢其外諸入用引之殘銀

一銀五百三拾三貫三拾四匁式分七厘

辻富次郎

内小玉銀五拾三貫三百三匁五分
是は御代官所撰津国灘筋村々、酒造増石、去已年分

(二七ウ)

一銀八拾九貫五百八拾八匁

辻富次郎

内小玉銀八貫九百五拾八匁八分
是は当分御預所撰津国灘筋村々、酒造増石、去已年分

一銀百貳拾目

古橋新左衛門

是は御代官所備中国壱ヶ村、去々辰年新開場地代銀

地方組

一銀九拾貫六百五拾貳匁壹分四厘

西村貞太郎

内小玉銀九貫六拾五匁三分
是は御代官所但馬・美作国村々、去々辰年御物成并銀・
銅山諸運上銀之内、灰吹銀引替置銀殘、去已年地方御勘
定組之積上納

(二八才)

一銀八拾六匁四分

同人

是は御代官所但馬国尾崎村・美作国是宗村外ヶ村より
去々辰年取立候過料錢代銀

一金老万兩

是は從江戸表為御差登ニ付、上納

三井三人組

一銀百三拾貳貫六百五拾目三分三厘

根本善左衛門

是は御代官所石見国、去々辰年銀山方置銀之内、灰吹銀

（二九才）

引替渡殘銀并右殘銀ニ掛り候判賃銀

銅座役人

山口三右衛門

森長之丞

若杉寿七郎

為川半十郎

岡本八左衛門

野村八郎

為川住之助

地方組

一銀貳百九拾五匁

高木作右衛門

是は御代官所肥前国村々、去々辰年地方組御伝馬宿入用

一銀貳百貫目

米代銀

（二八ウ）

一金六百五拾兩貳分

是は去ル卯年長崎上納金老万五千兩之内江

一 但貳朱判

大坂惣年寄

銀拾四匁五分三毛

（二九ウ）

是は大坂堀江南北幸町・富嶋町・古川町地代金銀、去已

相納置、追而長崎年寄共連印之証文と引替之筈、仮納

年分

大判金貳枚

一大判金貳枚

三井三人組

為替拾人組

是は就御用御買上大判金上納

銀千貳百老貫四百三拾八匁六分九厘三毛

金老万六百五拾兩貳分

内式朱判六百五拾兩貳分

(三〇才)

灰吹銀

一灰吹銀四百貫目

西村貞太郎

是は御代官所但馬・美作国村々、天保三辰年御物成并銀・

銅山諸運上銀之内灰吹銀、銀座改之上、上納

一灰吹銀七拾貫七百日

根本善左衛門

是は御代官所石見国銀山、去々辰年諸運上・御物成代灰

吹銀、右同断

(三一才)

別口拝借返納金銀

一灰吹銀四百七拾貫七百日

御物御茶師

一金四兩

七人

(三〇ウ)

唐金

銅座役人

内藤忠次兵衛

森長之丞

森清五郎

為川半十郎

岡本八左衛門

一金五兩

式拾式人

是は寛文九酉年、御通御茶師三拾三人江金千六百兩拝借

一足赤金六貫八百拾三匁五分

野村八郎
為川住之助

是は長崎瀬崎御藏米代銀、去ル寅年中取立候内四百貫目、
去ル卯六月相納候残之内江相納置、追而高木作右衛門納
証文と引替之筈、仮納

是は寛文九酉年、先祖御物御茶師八人江金式千百兩拝借
被仰付候内、段々返納并棄捐相成候殘金八百九拾五兩式
分不納相成候ニ付、右不納之分、宝曆十三未年より壹ヶ
年金四兩宛返納、但端金之儀は皆済之年返納之積、去已
年分

御通御茶師

被仰付候内、段々返納并棄捐相成候残金四百五拾六兩壹分、銀四匁三分壹厘不納相成候ニ付、右不納之分、宝曆十三年末より壹ヶ年金五兩宛返納、但端金銀之儀は皆済之年返納之積、去巳年分

八拾目不納相成候ニ付、右不納之分宝曆十三年末より壹ヶ年銀貳百目宛返納、但端銀之儀は皆済之年返納之積、去巳年分

(三二ウ)

一金壹兩

上林味卜

是は寛文九酉年金五百兩味卜先祖江拝借被仰付候内、段々返納残金貳百五拾六兩不納相成候ニ付、右不納之分宝曆十三年末より壹ヶ年金壹兩宛返納之積、去巳年分

是は延宝三卯年御通御茶師四拾四人江銀百五拾貫目拝借被仰付候内、段々返納并棄捐相成候残銀九拾三貫九百貳拾目四分七厘五毛不納相成候ニ付、右不納之分宝曆十三年末より壹ヶ年銀六百目宛返納、但端銀之儀は皆済之年返納之積、去巳年分

一銀三拾目

同人

(三二エ)

一金貳兩

上林又兵衛

是は延宝三卯年銀貳拾貫目味卜先祖江拝借被仰付候内、段々返納残銀拾九貫目不納相成候ニ付、右不納之分宝曆十三年末より壹ヶ年銀三拾目宛返納、但端銀之儀は皆済之年返納之積、去巳年分

(三二オ)

一銀貳百目

御物御茶師

七人

是は延宝三卯年先祖御物御茶師八人江銀百五拾貫目拝借被仰付候内、段々返納并棄捐相成候残銀百貳拾四貫六百

是は延宝八申年金貳千兩先祖竹庵江拝借被仰付候処、不納相成候ニ付、宝曆十三年末より壹ヶ年金貳兩宛返納、但同年より明和二酉迄三ヶ年は返納、同三戌より同五子迄三ヶ年は年延相成、同六丑年分より割合之通返納、去巳年分

一金三分

同人

銀六拾目

是は延宝八申年金四百五拾五兩・銀四拾五貫五百目先祖竹庵江拝借被仰付候内、返納残金四百五兩・銀四拾五貫五百目不納相成候ニ付、右不納之分宝曆十三未年より壹ヶ年金三分・銀六拾目宛返納、但同年より明和二酉迄三ヶ年は返納、同三戌より同五子迄三ヶ年は年延相成、同六丑年分より割合之通返納、去巳年分

(三三三才)

一金七兩

但式朱判

鳥田三郎右衛門

是は文政八酉年五月迄大坂御藏奉行仮役相勤罷在候処、定役被仰付、家内之者大坂江引越候ニ付、金七拾兩拝借、去ル戌より未迄拾ヶ年賦、壹ヶ年金七兩宛返納之積、去巳年分

一銀貳貫拾匁

本庄伊勢守

是は御預所山城国紀伊郡六ヶ村、文政八酉年水難ニ付、為相続銀高貳拾貫百目拝借被仰付、返納之儀は去ル亥より來ル申迄拾ヶ年賦、壹ヶ年銀貳貫拾匁宛返納之積、去々辰年分

(三三三ウ)

一銀五貫七百貳拾壹匁分六厘八毛

小堀主税

是は御代官所山城・丹波国村々水難ニ付、夫食代拝借、文政十二丑年新入手形高銀貳拾八貫六百五匁八分三厘九毛、寅より午迄五ヶ年賦、壹ヶ年銀五貫七百貳拾壹匁分六厘八毛宛、未年は五貫七百貳拾壹匁分六厘七毛返納之積、去々辰年分

一金七兩

但式朱判

森左十郎

是は去々辰年二月迄大坂御破損奉行仮役相勤罷在候処、定役被仰付、家内之者大坂江引越候ニ付、金七拾兩拝借、去巳より寅迄拾ヶ年賦、壹ヶ年金七兩宛返納之積、去巳年分

(三三四才)

一金七兩

但式朱判

鈴木吉兵衛

是は去々辰年二月迄大坂御藏奉行仮役相勤罷在候処、同所御具足奉行被仰付、右同断、去巳年分

一金千兩

但式朱判

松平伯耆守

は大坂御城代被仰付候節、式朱判壹万両文政九戌年於
江戸拝借被仰付、返納之儀は去ル亥年より来ル申年迄拾
ヶ年賦、壹ヶ年千両宛返納之積、去ル丑年分

(三四ウ)

一金千両

松平伯耆守

但式朱判

是は京都所司代被仰付候節、金壹万両文政十一子年於江
戸拝借被仰付、返納之儀は去ル丑年より来ル戌年迄拾
ヶ年賦、壹ヶ年千両宛返納之積、去ル丑年分

一金五百両

同人

但式朱判

是は江戸居屋敷度々類焼ニ付、金五千両文政十二丑年於
江戸拝借被仰付、返納之儀は去ル寅年より来ル亥年迄拾
ヶ年賦、壹ヶ年五百両宛返納之積、去ル寅年分

(三五オ)

一金式百両

三井三人組

是は上方筋為通用安永八亥年より式朱判八千両宛京都町
人嶋本三郎九郎江御貸渡有之、翌子年より年々冥加銀六
百四拾枚宛相添返上納之積ニ候処、金元金式ヶ年分壹万

六千両、冥加銀六千四百枚上納相滞候ニ付、享和元酉年
より壹ヶ年元金四百五拾両宛永年賦ニ而、酉より丑迄五
ヶ年分は文化三寅年迄ニ上納、寅年分より以後は翌二月
迄ニ致上納、元金皆済之上引続冥加銀滞高江壹ヶ年金四
百五拾両宛上納之積被仰付、享和元酉年より去ル寅年迄
三拾ヶ年分壹万三千両上納相滞候処、難渋ニ付減納相願、
文政十二丑年より来ル巳迄拾七ヶ年賦、壹ヶ年金式百両
宛返納之積、冥加銀は元金皆済之翌年より金ニ而上納之
積、去々辰年分、元金八十日限を以大坂御金蔵江相納候
為替金

(三五ウ)

一銀五百九拾五匁九分式厘

古橋新左衛門

是は御代官所備中国村々、相統拝借、文政九戌より子迄
三ヶ年延、丑より戌迄拾ヶ年賦返納之積、但馬国生野銀
山灰吹引替置銀残之内を以、銀四拾壹貫式百目拝借被仰
付候内、引請高銀五貫九百五拾九匁分之内、去々辰年
分

一銀式貫百四拾八匁三分

西村貞太郎

是は御代官所美作国村々、右同断拝借被仰付候内、丑よ
り卯迄三ヶ年分、銀六貫四百四拾四匁九分は鈴木半十郎

方ニ而返納相済、引請高銀拾五貫三拾八匁七厘之内、去々辰年分

(三六才)

一 銀壹貫三百七拾五匁七分八厘 同人

是は当分御預所美作国村々、右同断拜借被仰付候内、丑より卯迄三ヶ年分、銀四貫百貳拾七匁三分四厘は右同人方ニ而返納相済、引請高銀九貫六百三拾目四分九厘之内、去々辰年分

金貳千七百三拾三兩三分

内式朱判式千五百貳拾壹匁

銀拾貳貫七百四拾壹匁六厘八毛

(三六ウ)

別口

一ツ橋殿御貸付元銀

一 銀百三拾九匁三分五厘壹毛

是は美作・備中国村々江一ツ橋殿御貸付元銀百九拾六貫

目之内、返納滞銀永年賦返納之内、去々辰年分元銀

古橋新左衛門

(三七才)

別口

一ツ橋殿御貸付利銀

一 銀八拾目七分七厘九毛

是は右同断元銀百九拾六貫目之利銀返納滞銀、右同断利銀

同人

(三七ウ)

別口国役銀

一 銀七拾五貫貳百拾壹匁六分九厘四毛

是は五畿内大川通去ル卯年分国役掛り銀

小堀主税

一 銀九拾八貫六百八拾目貳分五厘八毛

是大川通去ル卯年国役御入用撰津・河内・和泉国高掛り銀

添田一郎次

大原吉左衛門

銀百七拾三貫八百九拾壹匁九分五厘貳毛

矢部駿河守

（三八才）

別口品々納

一銀三百三拾八匁四分

矢部駿河守

是大坂町人共之内江御用金御貸付被仰付、年七朱之利金を以諸家江貸付、右利足之内壹朱分銀納之積、去巳年中貸付、右壹朱分取立上納

一銀百貳拾九匁六分六厘壹毛

戸塚備前守
組与力
矢部駿河守

是は闕所銀之内金千兩分、六拾日替之積を以銀六拾貫目御金蔵江仮納相成有之候内、銀貳貫目は兵庫・西宮勤番所急御入用為手当、壹ヶ所江銀壹貫目宛差遣置候処、兵庫・西宮町人共之内江壹ヶ年限御貸付之利銀、去巳年百三拾目之内、入目銀・上納包紙代銀都合三分三厘九毛引之上納

（三八ウ）

一銀拾五貫貳百貳拾九匁貳厘五毛壹弗

戸塚備前守
組与力

（三九才）

是大坂両町奉行所江取立候唐物一件御取上ニ相成候品
払代銀貳百拾壹貫目余之内、銀貳百拾貫目天明二寅年相渡、月五朱之利足ニ而寛政三亥年迄拾ヶ年御貸付相成、元銀皆納之上、御益銀を元ニ立永々貸付、右元ニ立候御益銀高之内、大坂町人尼崎又右衛門江貸付銀無利足百ヶ年賦被仰付候分、午より西迄拾六ヶ年分元銀江結込、都合高之内、河内国吉田新家村江貸付銀并滞利銀共百ヶ年賦被仰付、去ル卯年より去々辰年迄拾四ヶ年分相納、元銀江結込、都合高之内、播磨国上太田村江貸付銀、去ル申年より無利足四拾五ヶ年賦ニ相成候ニ付除之、右之内去ル申年より去々辰年迄九ヶ年分相納、元銀江結込、都合高之内、松平右京亮大坂蔵屋敷詰家来江貸付銀并滞利銀共、去ル亥年より三拾五ヶ年賦相成候ニ付除之、去ル亥より寅迄四ヶ年分相納、元銀江結込、都合高之内、松平和泉守大坂陣屋詰家来江

貸付銀并滞利銀共、去ル卯年より四拾七ヶ年賦相成候ニ付除之、去ル卯・去々辰年分相納、元銀江結込、都合三百八拾貫三拾八匁貳分六厘七毛四弗、去々辰九月より去巳九月迄閏月共十四ヶ月分利銀貳拾六貫六百貳匁六分七

厘八毛七弗可相納処、内銀拾五貫七百八匁八匁七分貳毛八弗、去巳年分不納相成殘銀、并右利銀年々上納之処、文政四巳并同九戌より去々辰迄七ヶ年利銀不納之内江取立并百ヶ年賦返納相成候殘銀三拾六貫三百五拾九匁四厘三弗、去巳年老朱分利銀共上納

一銀五拾五貫七百八拾五匁九分九厘九毛 跡部山城守

是は堺御役所御貸付、去々辰年利銀并去ル子より卯迄四ヶ年滞利納銀半通り銀高之内、堺榎詰御蔵御入用、其外品々代相払候殘銀

(三九ウ)

一銀三拾五匁四分五厘 加納遠江守

是は伏見御役所銀貸付高式拾三貫目之利銀、去々辰年分銀三貫貳百目七分取立、右之内三貫百六拾五匁貳分五厘、同年欠所銀払御入用不足之処江相加江殘銀上納

一銀百五拾七匁八分 大原吉左衛門

是は撰津・河内国大川通国役堤、去巳春常例樋方御普請
古木・古鉄物御払代銀

一銀貳貫八百式拾四匁六分貳厘 三井三人組

是は京都町奉行所江取立候兩御役所臨時為御用御手當銀、去ル卯年御貸付之利足利倍共、八十日限を以大坂御金蔵江相納候為替銀

(四〇才)

一銀五貫九百六拾三匁四分 同組

是は京都町奉行所江取立候二条御蔵筵代溜銀、去ル卯年右同断、八十日限を以右同断

一銀六貫九百五拾四匁五分 同組

是は京都町奉行所江取立候加茂川縁御年貢代銀、去ル卯年右同断、八十日限を以右同断

一 金八拾貳兩三分 同組
銀六分三厘九毛

此永拾文六分五厘 但老兩ニ付六拾目替

是は京都町奉行所江取立候御殿番預二条御城内金、去ル卯年右同断、八十日限を以右同断為替金銀

(四〇ウ)

一銀八拾三匁 三井三人組

是は京都町奉行所江取立候近江屋忠蔵儀米買メいたし候

徳用銀之内、所々江貸付置候ニ付、右借請人共より御役所江上納申付、文政十一子年中取立候分、八十日限を以て大坂御金蔵江相納候為替銀

一 金貳両貳分
銀四拾九匁

同組

是は京都町奉行所江文政十一子年取立候先年欠落いたし候者共貸付候殘金四百五拾四兩・銀拾八貫五百貳拾九匁九分七厘七毛之内江無年限毎年取立、八十日限を以て右同断為替金銀

金八拾五兩壹分
銀八拾七貫五百五拾壹匁四分九厘四毛壹分

（四一才）

御除御年貢金銀之類

一 銀三拾七貫貳百七拾九匁
内小玉銀三貫七百貳拾七匁九分
是は御代官所大和国小堀周防上知、去々辰年御物成銀

小堀主税

金百兩

壹兩ニ付

一 此銀六貫三百四拾目 但 銀六拾三匁
銀九百三拾三匁 四分替

石原清左衛門

内小玉銀九拾三匁三分

是は御代官所之内小堀周防上知之分、近江国去々辰年右同断

（四一ウ）

地方組

金三百兩

壹兩ニ付

一 此銀拾九貫貳拾目 但 銀六拾三匁
銀五貫七百七拾七匁 四分替

石原清左衛門

内小玉銀五百七拾七匁七分

是は御代官所之内小堀周防上知之分、近江国去々辰年地方組小物成、高掛物、口米石代、諸運上、諸莫加銀

一 銀拾三貫三百貳拾貳匁

岡部美濃守

内小玉銀壹貫三百三拾貳匁貳分
是は御預所和泉国小堀周防上知之分、去々辰年御物成銀

（四二才）

地方組

一銀五百七拾貳匁

同人

内小玉銀五拾七匁貳分

是は御預所和泉国小堀周防上知之分、去々辰年地方組小物成、高掛物、石代銀

金四百兩

銀五拾七貫八百八拾三匁

(四二ウ)

御除品々納

一銀貳拾五貫貳拾目三分五厘三毛四弗

戸塚備前守
矢部駿河守

是は上田三郎左衛門外八人より宗対馬守借入滞銀千四百七貫五百目之分、寛政元酉年より金九百兩宛大坂表御貸付、拾三ヶ年賦利銀之内より年々相渡来候処、拾三ヶ年賦は享和元酉年ニ而皆納ニ相成候付、右為御下ケ金寛政八辰・同十二申・享和元酉年拾三ヶ年賦割合、元銀三ヶ年分都合高之内、大坂町人尼崎又右衛門江貸付銀無利足百ヶ年賦被仰付候分、午より卯迄拾ヶ年分元銀江結込、都合高之内河内国吉田新家村江貸付銀并滞利銀共百ヶ年賦、去ル卯年より去々辰年迄拾四ヶ年分相納、元銀江結

込、都合高之内播磨国小神村外式ヶ村江貸付銀、去ル申年より無利足

(四三オ)

四拾五ヶ年賦相成候ニ付除之、右之内去ル申より去々辰迄九ヶ年分相納、元銀江結込、都合高之内松平右京亮大坂蔵屋敷詰家来江貸付銀并滞利銀共三拾五ヶ年賦相成候ニ付除之、去ル亥より寅迄四ヶ年分相納、元銀江結込、都合千壹貫六百三拾九匁六分七厘貳毛貳弗、去々辰十二月より去巳十二月迄十三ヶ月分利銀月五朱宛ニ而此利銀六拾五貫百六匁五分七厘八毛七弗之内、五拾貫七百四拾貳匁七分壹厘壹毛九弗不納ニ相成并右利銀年々上納之処、文政九戌・同十亥・同十一子并去々辰年利銀不納之内江取立上納

一銀三百五拾七貫七百目

矢嶋藤藏
辻富次郎
添田一郎次
大原吉左衛門

是は藤藏・富次郎・一郎次・吉左衛門掛り御貸付、大坂町人鴻池屋善右衛門外拾人之者上ケ銀拝借、八千七百貫目之利銀之内、去ル酉并去々辰・去巳年分

（四三ウ）

一金拾両

添田一郎次

但式朱判

大原吉左衛門

是は一郎次・吉左衛門掛り御貸付、大坂町人鴻池屋善右衛門外拾人之者上ケ銀拝借貸出銀之内、朱座借請銀滞、銀主共難儀之旨申立、寛政六寅暮可相納利銀年延振替拝借相願候ニ付、取斗方相伺候処、元銀引当朱式千八百三斤之代銀式百貳拾四貫式百四拾目之分、同七卯年より壹ヶ年金拾両宛取立相納、朱売捌方相増候節ニ至り候ハ、増上納之積、去巳年分

御困鉛之内より渡方相成候代銀相渡候処、御買上御蔵納不及候旨被仰渡候ニ付、右代銀上納

金拾両

但式朱判

銀三百九拾貫五百拾匁六分三毛四弗

（四四ウ）

外御年貢金銀之類

一 銀三百六拾貫目

小堀主税

地方組

一 銀壹貫六百五拾九匁

小堀主税

内小玉銀百六拾五匁九分

是は御代官所山城・大和・河内・和泉・摂津・丹波・播磨国、去巳年御物成銀

金六百兩

壹兩ニ付

是は御代官所大和国小堀周防上知、去々辰年地方組夫米、口米、御蔵前入用銀

一 此銀三拾七貫九百拾四匁

但 銀六拾三匁

石原清左衛門

銀三拾貳貫八拾六匁

壹分九厘替

内小玉銀三貫式百八匁六分

（四四オ）

一 銀六貫百三拾壹匁貳分五厘

福嶋小左衛門
石渡彦太夫

是は大坂諸組鉄炮稽古鉛去巳年渡方無之ニ付、大坂御蔵

是は御代官所大和・河内・摂津・和泉・播磨・近江国、去巳年右同断

(四五才)

地方組

金四百兩

一 此銀式拾五貫貳百七拾六匁 但右同断

銀四貫七百貳拾四匁

内小玉銀四百七拾貳匁四分

是は御代官所大和・河内・撰津・和泉・播磨・近江国、

去巳年地方組小物成、高掛物、口米石代、諸運上銀

一 銀貳百貳拾貫目

内小玉銀貳拾貳貫目

是は御代官所撰津・河内・播磨国村々、去巳年御物成銀

一 銀五貫目

内小玉銀五百目

是は当分御預所播磨国村々、去巳年右同断

(四五ウ)

一 銀七百八貫三百八拾三匁

内小玉銀七拾貫八百三拾八匁三分

是は御代官所撰津・河内・播磨国村々、去巳年御物成銀

地方組

一 銀百貳拾四貫八拾目

内小玉銀拾貳貫四百八匁

是は御代官所撰津・河内・播磨国村々、去巳年地方組小

物成并諸運上銀

一 銀拾四貫九百貳拾七匁

内小玉銀壹貫四百九拾貳匁七分

是は当分御預所播磨国村々、去巳年御物成銀

(四六才)

地方組

一 銀九貫貳百五拾貳匁

内小玉銀九百貳拾五匁三分

是は当分御預所播磨国村々、去巳年地方組小物成并諸運

上銀

一 銀六拾貫目

内小玉銀六貫目

是は御代官所大和・近江国村々、去巳年御物成銀

一 銀三百四拾九貫目

和田主馬

一 銀百貳拾貳貫目
内小玉銀拾貳貫五百目

是は御代官所丹後・但馬国村々、去巳年右同断

（四六ウ）

一 銀百貳拾貳貫目

内小玉銀拾貳貫目

是は当分御預所丹後・美作国村々、去巳年御物成銀

和田主馬

一 銀百貳拾五貫目

内小玉銀拾貳貫五百目

是は御代官所備中・美作国村々、去巳年御物成銀

古橋新左衛門

一 銀八拾五貫目

内小玉銀八貫五百目

是は当分御預所備中・讃岐国村々、去巳年右同断

同人

（四七オ）

一 銀貳拾貳貫目

内小玉銀貳貫目

是は御代官所但馬・美作国村々、去巳年右同断

西村貞太郎

一 銀三拾貫目

内小玉銀三貫目

是は御代官所但馬・美作国村々、去巳年地方組小物成銀

同人

一 銀四拾貫目

内小玉銀四貫目

是は当分御預所播磨・美作国村々、去巳年御物成銀

同人

（四七ウ）

一 銀貳拾貫目

内小玉銀貳貫目

是は御代官所山城・河内国、去巳年御物成銀

上林六郎

一 銀六貫目

内小玉銀六貫目

是は御代官所河内国村々、去巳年御物成銀

木村惣左衛門

一 銀四百貳拾貫目

内小玉銀四拾貳貫目

是は御代官所豊後・豊前・日向・筑前国、去巳年右同断

塩谷大四郎

地方組

(四八才)

一銀八拾貫目

内小玉銀八貫目

同人

是は当分御預所日向国、去巳年右同断

一銀三拾貫目

内小玉銀三貫目

是は御預所備中国、去巳年右同断

松平三河守

一銀百五拾貫目

内小玉銀拾五貫目

根本善左衛門

是は御代官所石見・備後国村々、去巳年右同断

一銀八拾貫目

内小玉銀八貫目

松平主殿頭

(四九才)

是は御預所豊後国、去巳年右同断

一銀百拾五貫目

内小玉銀拾壹貫五百目

同人

是は当分御預所石見・備後国村々、去巳年右同断

一銀四拾五貫目

内小玉銀四貫五百目

立花万寿丸

是は御預所筑後国、去巳年右同断

(四八ウ)

一銀百貳拾貫目

内小玉銀拾貳貫目

永井飛驒守

是は御預所摂津・河内国、去巳年御物成銀

一銀貳拾貫目

内小玉銀貳貫目

岡部美濃守

是は御預所和泉国、去巳年右同断

岡部内膳正

一銀七拾三貫目

内小玉銀七貫三百目

脇坂中務大輔

是は御預所播磨・美作・備中国、去巳年右同断

一銀九拾貫目

内小玉銀九貫目

加納遠江守

是は御預所山城国伏見廻、去巳年右同断

（四九ウ）

一 銀九拾九貫九百拾匁

松平伊予守

内小玉銀九貫九百九拾毫匁

是は御預所備中国、去巳年御物成銀

地方組

一 銀壹貫八百目

同人

内小玉銀百八拾目

是は御預所備中国、去巳年地方組小物成銀

金千両

銀三千六百五拾八貫百六拾貳匁

（五〇オ）

外圍糶取捌返納銀

銀拾八貫五百四拾六匁五分壹厘五毛

細川越中守

一 此金貳百八拾五兩壹分・永八拾壹文分

但壹兩ニ付六拾五匁替

銀貳拾四貫貳百五拾三匁貳分四厘

是は文化十四年大坂江廻米可致石高九万九千八百六拾六石余之内、米四万九千九百三拾三石余、此糶九万九千八百六拾六石余致圍糶候ニ付、右石高心、金壹万九千九百

（五〇ウ）

銀壹貫四百九拾三匁五分七厘

細川采女正

一 此金貳拾貳兩三分・永貳百貳拾八文分

但壹兩ニ付六拾五匁替

銀壹貫九百五拾三匁壹分六厘

是は文化十四年大坂江廻米可致石高八千四拾貳石余之内、米四千貳拾壹石余、此糶八千四拾貳石余致圍糶候ニ付、右石高心、金千六百八兩壹分・永百五拾文・銀百三拾六貫七百拾四匁拝借之処、同十四丑年、右石高之内半高取捌返納可致旨被仰渡候ニ付、右之内半高取捌返納之処、去ル午年残半高之分、同年より子迄七ヶ年割合取捌返納可致旨被仰渡候ニ付、午より亥迄六ヶ年返納之処、子年分は領分風水災打続候ニ付、子より寅迄追々年延相願、

去ル卯年皆済返納可致処、同年も多分之不作損毛ニ付猶
又相願、右返納残壹ヶ年分、去ル卯より来未迄五ヶ年割
合返納可致旨被仰渡候ニ付、去巳年分

銀壹貫九百拾四匁七分壹厘八毛

松平石近將監

一 此金貳拾九兩壹分・永貳百七文貳分 但右同斷

銀貳貫五百三匁八分六厘

(五一才)

是は文化十酉年大坂江廻米可致石高八千貳百四拾八石余
之内、米四千百貳拾四石余、此糶八千貳百四拾八石余致
困糶候ニ付、右石高底、金千六百四拾九兩貳分・永百文・
銀百四拾貳百拾六匁拝借之処、同十四丑年右石高之内
半高取捌致返納、残半高之内、文政十亥年迄致返納候残
金五百八拾九兩・永百四拾四文・銀五拾貳百七匁貳分
之分、去ル卯より来ル戌迄貳拾ヶ年賦返納可致旨被仰渡
候ニ付、去巳年分

一 銀三拾貳貫五百目

松平肥前守

此金五百兩分

但右同斷

是は文化十酉年大坂江廻米可致石高九万四千七百貳拾五
石余之内、三万七千八百九拾石、此糶七万五千七百八拾

石致困糶候ニ付、右石高底、金壹万五千五百五拾六兩・銀
千貳百八拾八貫貳百六拾目拝借之処、右石高之内半高取
捌返納残半高之分、文政五年より子迄七ヶ年割合取捌返
納被仰渡候ニ付、午年分返納、未年分致内納候殘金六千
九拾五兩壹分・永百七拾九文・銀五百五拾貳貫百拾壹匁
五分之分、去ル寅年より貳拾ヶ年賦返納ニ相成、初五ヶ
年・中五ヶ年・後拾ヶ年、三段ニ割合返納之積、初五ヶ
年之内、去々辰年分

(五一ウ)

銀拾貳拾八匁八分五厘

立花万寿丸

一 此金百五拾四兩壹分・永四拾文分

但壹兩ニ付六
拾五匁替

銀三拾貫百拾四匁八分

是は文化十酉年大坂江廻米可致石高貳万四千八百石之内、
壹万貳千四百石、此糶貳万四千八百石致困糶候ニ付、右
石高底、金四千九百六拾兩・銀四百貳拾壹貫六百目拝借
之処、同十四丑年右石高之内半高取捌返納可致旨被仰渡
候ニ付、右之内半高取捌返納之処、去ル午年残半高之分、
同年より去ル子迄七ヶ年割合取捌返納可致旨被仰渡候ニ
付、年割返納之内、去ル子年分之内江書面之金高着金ニ
付、皆済上納

銀百貳拾三貫三百八匁七分壹厘三毛

（五二才）

外御貸付返納金銀

金三分

但式朱判

一 銀七匁六分三厘八毛

西村貞太郎

此永百貳拾壹文三分八厘但壹兩ニ付銀六拾貳匁九分三厘替

去ル巳七月より壹ヶ年分之内
去ル午六月迄

三分・永百文

元金

内

永貳拾壹文三分八厘

右同断

利金

是は式朱判通用御貸付、美作国貳拾八ヶ村拝借返納残元
金四百九拾五兩壹分・永貳百貳拾貳文五分、文化三寅七
月より拾八ヶ年賦之内、文政四巳七月より同五年六月迄
壹ヶ年分元金之内并年五分利金之内五厘通貸付方為諸入
用引之、残九分五厘利金之内共上納

（五二ウ）

金百三拾三兩壹分

但式朱判

一 銀百三拾五匁三分三厘壹毛

西村貞太郎

此永貳貫百五拾文五分 但壹兩ニ付銀六拾貳匁九分三厘替

去ル未より卯迄九ヶ年分之内
七拾貳兩三分・永壹貫四百五拾壹文六分 元金

内

六拾兩貳分・永五百九拾八文九分

右同断

利金

是は式朱判通用御貸付、美作国四拾五ヶ村拝借返納残元
金高三千六百三拾八兩三分・永百三三文七分五厘、文化十
酉より貳拾ヶ年賦之内、拾壹ヶ村は戌より四拾ヶ年賦被
仰付候間引分、残三拾四ヶ村文政六未より天保二卯迄九
ヶ年分元金之内并壹ヶ年利金之内五厘通貸付方為諸入用
引之残九分五厘、利金未より卯迄九ヶ年分之内共上納

（五三才）

金六拾壹兩壹分

但式朱判

一 銀三拾目八分六毛

同人

此永四百八拾九文五分壹厘 但右同断

内 五拾壹兩壹分・永九拾文八分

去ル丑年分并寅年分之内
元金

拾両・永三百九拾八文七分壹厘
右同断 利金

一 是は右同断、文化十酉より式拾ヶ年賦之内、文政九戌より四拾ヶ年賦被仰付、引分候拾壹ヶ村、文政十二丑年分元金并天保元寅年分元金之内并壹ヶ年利金之内五厘通貸付方為諸入用引之、残九分五厘丑年分利金并寅年分利金之内共上納

(五三ウ)

金七両式分

但式朱判

一 銀拾六匁五分

此永式百六拾式文式分 但壹両ニ付銀六拾式匁九分三厘替

去ル子年分之内

四両・永八拾文

元金

内

右同断 利金

是は式朱判通用御貸付、備中国并村外式ヶ村拝借返納残

元金百式両、文化九申より拾七ヶ年賦之内、文政十一子年分元金之内并壹ヶ年利金之内、五厘通貸付方為諸入用引之、残九分五厘利金之内共上納

(五四才)

金式百拾七両式分

但式朱判

一 銀式拾六匁壹分壹厘七毛

此永四百拾壹文六分

但壹両ニ付銀六拾三匁四分五厘替

一 是は米価方御貸付金四千両、利息年壹割式分之処、去ル年年より年壹割ニ利下ヶ御貸付、去ル子より去々辰迄五ヶ年分利金之内、五厘通為諸入用可被下分引之、残九分五厘通利金之内江上納

一 銀四貫八百九拾七匁式分八厘

矢嶋藤藏

是は米価方御貸付金三千両、此銀百九拾五貫目

(五四ウ)

御貸付被仰付、利足之儀は年壹割式分之処、去ル午年より壹割ニ利下ヶ被仰出、五厘は貸付方諸入用被下候ニ付引之、残九分五厘利銀去ル申より去々辰迄九ヶ年分之内

金四百式拾両壹分

但式朱判

銀五貫百拾三匁六分七厘式毛

(五五才)

外長崎表引替古銀

一銀七拾貳貫五百目

牧野長門守

是は為御引替、大坂表より銀七拾貳貫五百目差下候ニ付、
右代り古銀上納

五厘壹毛三弗

（五六ウ）

大判金貳枚

金八万九千七百拾九兩壹分

内 貳朱判 三万五千百八拾五兩壹分

壹朱銀 貳万三千三百九拾四兩貳分

惣合 銀貳万四千三百八拾五貫五百八拾壹匁貳分

五厘七毛貳弗

（五五ウ）

外御国恩上ヶ切上納銀

一銀五貫三百四拾目

古橋新左衛門

是は御代官所備中国酒津村百姓梶谷伊平次儀、為御国恩
上ヶ切相願候ニ付、伺之上銀壹貫貳百目相納、猶又文政
四巳年中三步通御下ヶ戻相成村々江貸付置候分取立上納

（次号につづく）

（五六オ）

大判金貳枚

金四万三千三百四拾七兩

内式朱判貳万六千貳拾五兩

納合 銀壹万三千貳百四拾貳貫三百六拾四匁八分